

農業委員会 だより

第5号

令和2年1月

編集・発行

別海町農業委員会

TEL 0153-75-2111

FAX 0153-79-6045

E-mail nougyou@betsukai.jp



新年のご挨拶

別海町農業委員会

会長 小野 栄一

新年明けましておめでと
うございます。

皆様におかれましては、
新年を御家族おそろいで健
やかに迎えのこととお慶
び申し上げます。

旧年中は、農業委員会活
動に対しまして、深い御理
解・御協力を賜り誠にあり
がとうございました。

さて、農業を取り巻く環
境は、農業従事者の高齢化
や担い手・後継者不足によ
る離農・休農に加え、TP
P11や日EU・EPA、更
には日米貿易協定の発効に
伴う影響等、農業者の努力
のみでは解決できない問題
が山積しています。当委員
会としても担い手への農地
利用の集積、新規参入の促
進、遊休農地の発生防止や
諸問題の解決に取り組んで
いますが、近年、関連業界
も含め農業従事者の高齢化

や農業の将来に対する不透
明感から、担い手の減少傾
向に歯止めが掛からない状
況です。

このような中、農業者を
はじめ地域からも農業情勢
について不安の声が多く聞
かれています。こうした不
安や懸念を払拭することが
重要でありますので、食の
安全確保や食糧の安定供
給・自給率の向上など、国
内対策を強化するように国
に対して強く要望し、別海
町の農業を次世代に繋げる
ためにも、委員一同、心を
一つにして課題に取り組ん
でまいります。

結びに、本年が皆様にと
りまして素晴らしい年とな
りますよう、御健勝、御多
幸を祈念し新年
の挨拶とさせていただきます。



謹賀新年

(推進委員は議席番号順)

会長

会長代理

【別海推進委員会】

委員長

副委員長

推進委員

//

//

//

//

//

【中春別推進委員会】

委員長

副委員長

推進委員

//

//

【西春別推進委員会】

委員長

副委員長

推進委員

//

//

//

【上春別推進委員会】

委員長

副委員長

推進委員

//

//

信夫	五ノ井	浦山	石毛	羽石	加藤	會田	木幡	及川	市川	大内	小杉	小野	内藤	望月	島山	芳賀	加藤	太田	藤井	林	押田	山崎	阿部	小島	齊藤	山田	信夫	小野
重勝	勝徳	宏一	健一	和広	勝規	勝誠	哲夫	義晴	敏光	良夫	榮一	宏幸	英彦	友子	真純	公一	武雄	賢二	茂浩	敏主	良雄	重勝	榮一					

目次

令和2年度別海町農業委員会総会 開催日程	2
本年は農業委員の改選があります	3～4
農業委員研修参加状況	4
農業委員会の農政活動	5
農地所有適格法人の定期報告書は忘れずに提出を！	6
農業者年金に加入して安心で豊かな老後を	6

令和2年度 別海町農業委員会総会 開催日程

○申請書及び関係書類については、申請内容の調査や現地（農地等）の確認を要するため、必ず申請等締切期限までに提出してください。

○諸事情により、総会日程を変更する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

	開催月	申請等締切期限	現地調査日	総会開催日
第35回	令和2年 4月	R 2.4.13(月)	R 2.4.17(金)	R 2.4.30(木)
第36回	5月	R 2.5.13(水)	R 2.5.19(火)	R 2.5.29(金)
第37回	6月	R 2.6.4(木)	R 2.6.10(水)	R 2.6.22(月)
第1回	7月			R 2.7.20(月)
第2回	7月	R 2.7.13(月)	R 2.7.17(金)	R 2.7.31(金)
第3回	8月	R 2.8.13(木)	R 2.8.19(水)	R 2.8.31(月)
第4回	9月	R 2.9.10(木)	R 2.9.16(水)	R 2.9.30(水)
第5回	10月	R 2.10.14(水)	R 2.10.20(火)	R 2.10.30(金)
第6回	11月	R 2.11.11(水)	R 2.11.17(火)	R 2.11.30(月)
第7回	12月	R 2.12.9(水)		R 2.12.21(月)
第8回	令和3年 1月	R 3.1.19(火)		R 3.1.29(金)
第9回	2月	R 3.2.15(月)		R 3.2.26(金)
第10回	3月	R 3.3.10(水)	(注) R 3.3.16(火)	R 3.3.26(金)

※現地調査とは、農地の貸借及び売買等、並びに農業用施設建設及び住宅建設等の申請があった場合、農業委員による現地や計画内容等の確認を実施する調査のことです。（現地調査を実施していない場合、許可書の交付ができません。）

※冬期間（12月～3月）に申請を予定されている場合は、現地調査のみ事前（11月まで）に実施することも可能ですので、事務局へ相談願います。

(注) 3月の現地調査については、早期調査を要するものであり積雪がないこと、調査地全体が確認できること、調査当日の天候等により中止になることを承諾してもらうことが条件となります。（現地調査が必要な案件がある場合は、申請等締切前に必ず事務局へ相談願います。）

《本年は農業委員の改選があります》

平成28年4月1日に「農業委員会等に関する法律」の一部が改正され、農業委員の選出方法が、選挙制及び選任制から、町長が議会の同意を得て任命する任命制となりました。

平成29年7月20日に任命された現在の農業委員は、令和2年7月19日で任期満了を迎え、農業委員の改選があります。

【現在の農業委員の定数、担当地区及び身分等について（参考）】

- ☐ 農業委員の定数は27人です。（別海町農業委員会の委員の定数に関する条例）
- ☐ 農業委員が担当する地区と委員数は次のとおりです。

（別海町農業委員会推進委員会設置要綱）

地 区 名	担 当 地 区	委員数
別海推進委員会	別海・中西別・上風連・奥行・本別海・走古丹	8人
中春別推進委員会	中春別・豊原・美原・床丹・尾岱沼・野付	6人
西春別推進委員会	西春別・泉川・矢臼別	6人
上春別推進委員会	上春別・本別・大成	6人

※中立委員の1人については、その居住地の属する推進委員会に参加するものとする。

- ☐ **任期** 本年は、令和2年7月20日から令和5年7月19日まで（3年間）となります。
- ☐ **身分** 別海町の非常勤特別職の地方公務員です。（地方公務員法第3条第3項第2号）
- ☐ **報酬** 年額492,000円（特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例）
- ☐ **農業委員の主な仕事**

- ①農地又は採草放牧地の利用関係の調整に伴い、権利移動や転用に係る許認可等を毎月行う農業委員会総会で審議
- ②担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進
- ③農業者年金の加入推進活動
- ④農業委員会等が開催する各種会議や研修会への出席

□ 農業委員会の委員 (27 名) 構成

- ①農業委員の過半数 (14 人以上) が、認定農業者等となること。
- ②所掌に属する事項に関し利害関係を有しない者一人以上を含むこと。
- ③女性や青年 (50 歳未満) の優先的な登用に配慮すること。

□ 今後、農業委員の改選に向けたスケジュール

内 容	時 期
推薦・募集の周知 (町ホームページ・町広報誌等で周知)	令和 2 年 3 月
推薦・募集を実施	令和 2 年 4 月～5 月上旬 (概ね、1 ヶ月程度の期間)
推薦・募集の情報を整理し、町ホームページで公表 (中間・終了後の 2 回)	令和 2 年 4 月～5 月 (職業、氏名、年齢及び応募理由等) ※住所は除く。
町議会に議案を提出「農業委員の任命について」(同意案件)	令和 2 年 6 月 (第 2 回 別海町議会定例会)
町長が任命 (任期は 3 年)	令和 2 年 7 月

※農業委員の推薦・募集については、「別海町役場産業振興部農政課」が窓口となります。

《農業委員研修参加状況》

○令和元年 11 月 12 日役場本庁舎で「農業者年金のしくみについて」の研修会に参加しました。農業者年金制度は、年金財源を加入者数・受給者数に左右されない積立方式となっており、農業者の老後生活の安定と福祉の向上を図るとともに農業者の確保に資することから、この制度を広く農業者に周知することを目的とした研修を受けてきました。

○令和元年 11 月 19 日標津町で「地区別農業委員・農地利用最適化推進委員等研修会」に参加しました。農地中間管理事業の推進に関する法律等の一部を改正する法律の改正内容、農地法等に基づく業務、農業者年金の加入推進など、農業委員会業務の研修を受けてきました。

《農業委員会の農政活動》

◎令和元年5月27日東京都で「北海道選出国會議員要請集会」(場所：星陵会館)に参加し、その後、北海道農業会議主催の「吉川農林水産大臣への要請活動」(場所：農林水産大臣室)を行いました。

- 【要請内容】
- ①「国際交渉における基本的な姿勢について」
 - ②「農政の確立について」
 - ③「地域の実態に即した担い手への農地集積支援対策等の推進」
 - ④「担い手の育成と経営支援対策の強化について」
 - ⑤「電源の確保について」
 - ⑥「農業委員会組織の体制強化と予算確保について」



◎令和元年11月27日・28日東京都で根室・釧路地方農業委員会連合会主催の「国會議員への要請活動」(場所：衆議院・参議院議員会館)を行いました。

- 【要請先】 ○伊東良孝衆議院議員(農林水産副大臣) ○鈴木貴子衆議院議員
○鈴木宗男参議院議員

- 【要請内容】
- ①「国際貿易交渉に関する農業政策の対応について」
 - ②「農地売買等事業の予算の確保並びに低利な制度資金及び税制優遇を実情に配慮することについて」
 - ③「農地を処分する場合の土地譲渡所得税の特別控除引上げについて」



◎令和元年11月25日役場本庁舎で「農業者等との意見交換会」を開催しました。

農業委員会は、地域の実情に応じた農業・農村の活性化対策の推進の一環として農業者等との意見交換会を実施し、地域の実態を踏まえた農地利用の最適化のための施策の推進や農業振興の実践に向け農業者の声を集約することを目的に開催しました。

【メインテーマ】～「本町におけるこれからの農業経営」～

- 新規就農者について
 - ①「規模や初期投資の負担について」 ②「各種就農支援について」
 - ③「農地売買等事業リース期間の延長について」
 - ④「農協によるリース事業について」
- 既存農業者について
 - ①「施設等の支援事業について」 ②「草地更新事業について」
 - ③「雇用者支援について」
- その他・・・大規模農場の第2牧場化、一般法人による農業参入など

【参集範囲】 認定農業者(農業委員)、農協、普及センター、役場農政課、別海町酪農研修牧場、なかしゅんべつ未来牧場

《農地所有適格法人の定期報告書は忘れずに提出を！》

農地所有適格法人は、農地法第6条第1項の規定に基づき、毎事業年度の終了後3ヶ月以内に、事業の状況等を農業委員会に報告しなければなりません。

この報告をせず、または虚偽の報告をした場合には30万円以下の過料に処することとなっていますので御注意願います。また、報告のない法人は農地法等に係る申請を受理しない場合もあります。

詳細は下記事務局まで連絡ください。

《問い合わせ先》

別海町農業委員会事務局 農地調整担当
電話0153-75-2111 内線1817



《農業者年金に加入して安心で豊かな老後を》

1 『農業に従事されている方は広く加入できます』

○60歳未満の国民年金第1号被保険者（国民年金保険料納付免除者を除く。）であって年間60日以上農業に従事している方は誰でも加入できます。配偶者や後継者など家族農業従事者の方やパートなどで農業に従事されている方も加入できます。

2 『保険料は自分で選べ、いつでも見直せます』

○保険料を自由に決められ（月額2万～6万7千円の間で千円単位）、経営の状況や老後設計に応じていつでも見直せます。

3 『税制面で大きな優遇措置があります』

○支払った保険料は、家族の分も含めて全額が社会保険料控除の対象となり、所得税・住民税が節税になります。

○農業者年金基金が保険料を運用して得られる収益は非課税です。

○将来受け取る農業者年金には、公的年金等控除が適用されます。

4 『80歳前に亡くなられた場合は死亡一時金が遺族に支給されます』

○年金は、終身（生涯）受け取ることができます。

○仮に80歳到達月前に亡くなられた場合でも、死亡した翌月から80歳到達月までに受け取れる予定であった農業者老齢年金の現在価値に相当する額が、死亡一時金として遺族に支給されます。

5 『一定の要件を満たす農業者には保険料の国庫補助があります』

※詳細は下記事務局まで連絡ください。

《問い合わせ先》

別海町農業委員会事務局 総務担当
電話0153-75-2111 内線1812

